

一般用医薬品の適正販売及び適正使用について

一般用医薬品の情報提供

リスク区分に応じ、使用者の状態等の確認や情報提供等を実施。特に若年者においては、使用者や使用目的などを十分に確認した上で販売するようご留意ください。

・不適切な使用がある場合
使用によって依存が生じるおそれがあることなど、必要な情報提供や確認を行い、適正使用につなげてください。

・依存が疑われる場合
適切な相談機関へつなげるための対応をお願いします。（裏面「相談対応等」についてを参照）

（参考）堺市ホームページ「薬物依存症について」
依存症は意思の弱さや性格の問題ではなく、誰でもなる可能性のある精神疾患です。また回復する病気です。
<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/sodan/izonsho/izonsho.html>



R5.12.19厚生労働省通知
「一般用医薬品の適正販売及び
適正使用について」

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/iryokusuri/yakuji/tuu ti/reiwa5.files/231219.pdf>



濫用等のおそれのある医薬品

指定成分

エフェドリン
コデイン
ジヒドロコデイン
プロモバレリル尿素
プソイドエフェドリン
メチルエフェドリン

濫用等のおそれのある医薬品の販売について

濫用等のおそれのある医薬品の指定の改正が令和5年4月1日に施行されました。指定の範囲が総合感冒薬等を含め拡大しています。

販売時の確認

状況を勘案したうえで、適正使用のために必要と認められる数量に限り販売を行ってください。

原則として1人1包装単位（1箱、1瓶等）

インターネット等、特定販売についても、
確認後の販売体制が取れるように



確認

- ・若年者（高校生、中学生等）である場合は、氏名及び年齢
- ・他の薬局、店舗販売業等からの当該医薬品の購入又は譲受けの状況
- ・1人1包装単位を超えて当該医薬品を購入等しようとする場合は、その理由
- ・その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入等であることを確認するために必要な事項

陳列や販売方法の工夫

令和2年9月11日付「「濫用等のおそれのある医薬品」の適正販売に向けた販売者向けのガイドラインと関係団体等に向けた提言」を参考に、薬局・店舗の状況に応じて、陳列や販売方法等の工夫に取り組んでください。

（陳列の方法）該当製品は商品カードや空箱を陳列。複数個の陳列を避ける。
カウンターの背後等購入者が手の届かない場所に陳列する。

（購入状況の把握）POSレジ等を活用し、販売記録を作成。販売時には販売記録を必ず確認。
（その他）濫用していることが疑われる購入者の情報を周辺の店舗と共有。

一例
です

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/iryokusuri/yakuji/yakuji/ranyou.files/gui/deline.pdf>



一般用医薬品の濫用防止に関する啓発について

一般用医薬品の濫用等を未然に防ぐことを目的として、厚生労働省で啓発ポスターを作成しています。ダウンロードの上、店頭へ掲示するなどご活用をお願いいたします。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/iryokusuri/yakuji/yakuji/ranyou.files/230322-2.pdf>



厚生労働省作成ポスター

相談対応等について

一般用医薬品の濫用に悩む方やそのご家族の方、学校教育関係者等から相談があった場合は、相談窓口につなげる等の対応をお願いいたします。相談された方のプライバシーは守られます。依存症はひとりで抱え込まず、医療や相談・支援につながることで回復に有効だと言われています。

全国の相談窓口一覧

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iya/kuhin/yakubuturanyou/other/madoguchi.html>

おおさか依存症ポータルサイト
<http://www.oatis.jp/>



ゲートキーパー研修
ゲートキーパーの役割である「気づく」、「聴く」、「つなぐ」、「見守る」コツなどについて動画で説明しています。

副作用等報告の実施について

一般用医薬品の販売等を通じて、「薬物依存」「薬物依存の疑い」を把握した場合、厚生労働大臣（PMDA）に報告する制度があります。

医薬品安全性情報報告書
(イメージ)

<https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kenko/sodan/jisatsutaisaku/gatekeeper-kenshu.html>



報告方法は、通知及びPMDAのホームページをご確認ください。

報告制度について

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0003.html>



PMDAのオンライン報告

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/0002.html>

